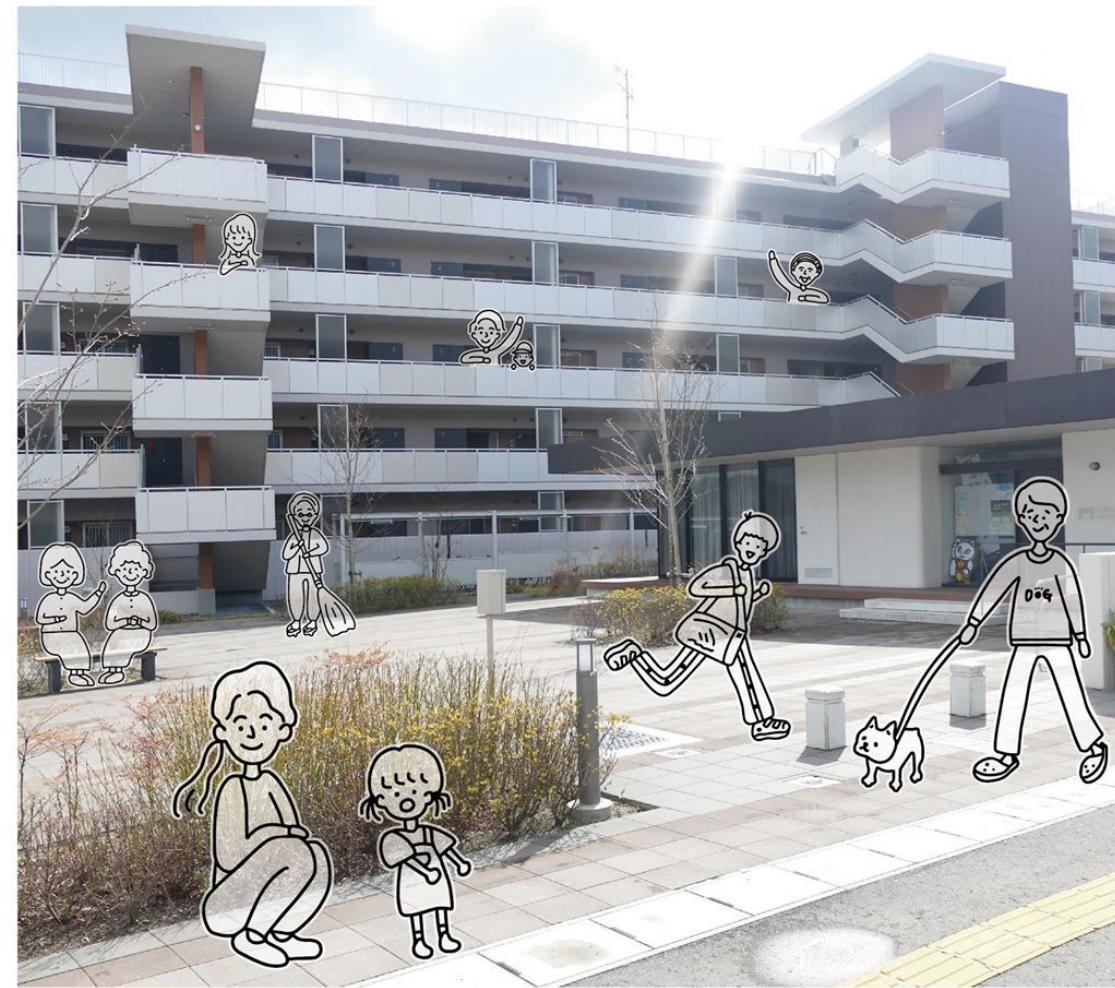


復興公営住宅  
暮らしに役立つガイドブック



# はじめに

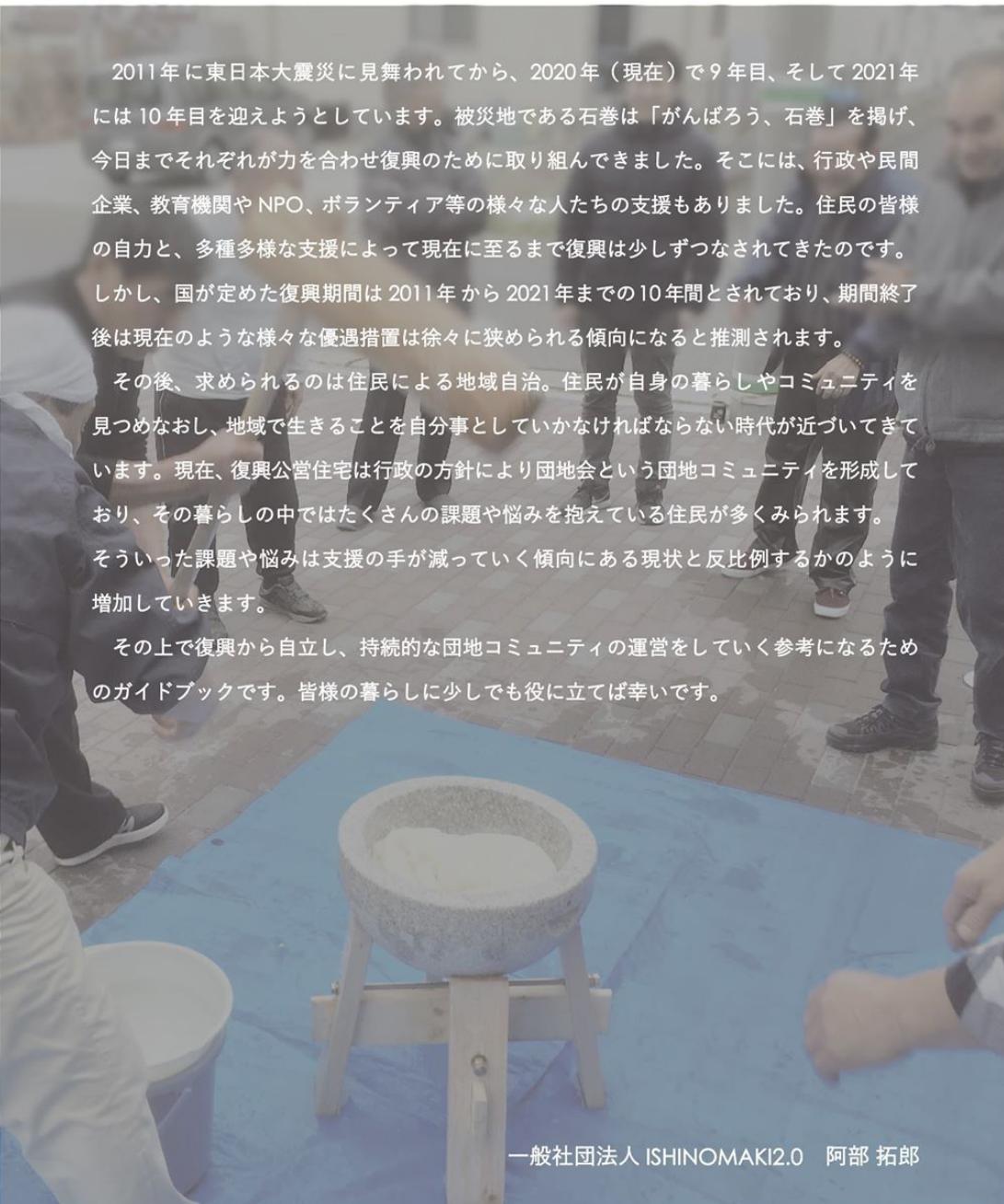
2011年に東日本大震災に見舞われてから、2020年（現在）で9年目、そして2021年には10年目を迎えようとしています。被災地である石巻は「がんばろう、石巻」を掲げ、今日までそれぞれが力を合わせ復興のために取り組んできました。そこには、行政や民間企業、教育機関やNPO、ボランティア等の様々な人たちの支援もありました。住民の皆様の自力と、多種多様な支援によって現在に至るまで復興は少しずつなされてきました。しかし、国が定めた復興期間は2011年から2021年までの10年間とされており、期間終了後は現在のような様々な優遇措置は徐々に狭められる傾向になると推測されます。

その後、求められるのは住民による地域自治。住民が自身の暮らしやコミュニティを見つめなおし、地域で生きることを自分事としていかなければならない時代が近づいてきています。現在、復興公営住宅は行政の方針により団地会という団地コミュニティを形成しており、その暮らしの中ではたくさんの課題や悩みを抱えている住民が多くみられます。そういう課題や悩みは支援の手が減っていく傾向にある現状と反比例するかのように増加していきます。

その上で復興から自立し、持続的な団地コミュニティの運営をしていく参考になるためのガイドブックです。皆様の暮らしに少しでも役に立てば幸いです。

## 目 次

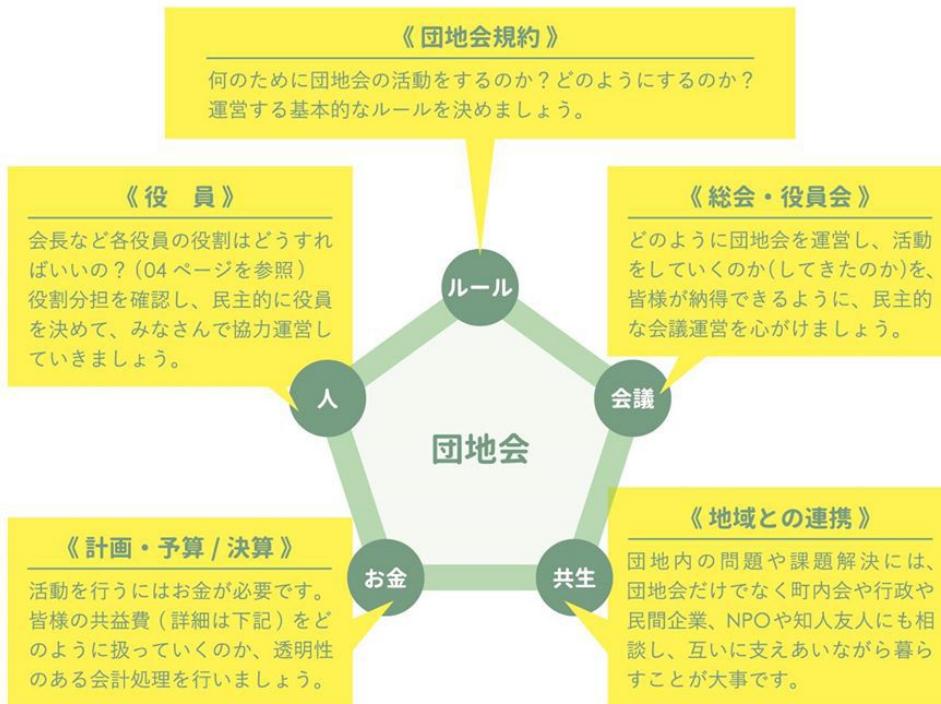
はじめに	02
団地会に必要なものは？	03
団地会運営① 班長／役員について	04
団地会運営② 総会の開き方 総会開催前の準備	05
団地会運営③ 総会の開き方 総会の手順	06
共用部の管理① 集会所について	07
共用部の管理② 清掃について	08
復興公営住宅 Q&A	09
復興公営住宅の集会室を活用した交流の紹介	15
《コラム》阪神・淡路大震災25年の神戸のまちから学ぶ	16
困った時の連絡先リスト	17



一般社団法人 ISHINOMAKI2.0 阿部 拓郎

# 01 団地会に必要なものは？

それぞれの団地会により、運営の方法は様々です。みなさんが参加する団地会の組織運営に必要なものを紹介します。



## Q 共益費とは ...

地域の町内会費とは別に、入居者同士で協力のもと徴収され、主に以下の用途で使用されるお金です。

- 廊下照明・外灯照明の電気料、集会場光熱水費など
- 電球、蛍光灯、清掃用具やお知らせのチラシなどの消耗品代
- 排水管が浄化槽などの清掃



またこの他、住民の同意のもと他の用途で使われる場合もあります。共益費の徴収がなくなると、「廊下の電球が消え暗くなる」、「集会所の電気や水道が使用不可能となる」、「排水管や浄化槽が詰まつても清掃ができない」といった事態に陥ります。

※その他不明な点は市の担当課（2020年現在は建設部 住宅課）に相談しましょう。

# 02 団地運営 ① 《班長 / 役員について》

## 《任期》

班長 / 役員の任期は、一般的に「1年」が大半を占め、「再任は妨げない」としている団地会が多いようです。交代時期については、年度の変わり目に行われます。役員と班長とともに基本的には1年交代ですが、役員の場合は交代するのではなく、会長が継続したり、役員経験者が引き続き相談役や顧問などを引き受けたりする場合もあります。

## 《選出》

班長は、部屋番号の若い順から隣の部屋番号の方に順番を回す仕組みを取っている団地会が多数です。役員の選出については、事前に前年度の団地会役員と次年度の班長で協議し選出しておいた後に総会において承認するなど、様々な選出の工夫がされています。いずれにしても団地の状況にあった民主的なルールにより役員を選出し、住民の一人一人が役員の気持ちで活動に参加していくことが大切です。

## 《会議》

班長と役員を中心に役員会を構成し、総会の議決に従って会を運営していきます。可能であれば、会議を行ったときは、開催日時や場所、出席者、議事の経過・議決事項などを記載した議事録を作成しておくと役員の引継ぎの際に便利です。議事録は手書きでも問題ありません。

## 一般的な班長と役員の役割

### Q 班長とは ...

- 各階から班長1名選出。
- 班長は毎年度交代とする。
- 班長の中から役員（会長1名、副会長1~2名、会計1~2名）を決定し、団地会を運営。（団地の規模によって変動する）
- 班長は共益費、町内会費の集金と配布物の配布を行う。



### Q 役員とは ...

#### 《会長》

団地会のまとめ役。  
町内会や行政等との外部との窓口。  
手続きの際に会長の署名が必要。

#### 《副会長》

団地会の調整役。  
会長の補佐。総会の司会進行等。  
会長が不在のときは会長の代理を行う。

#### 《会計》

お金の管理係。  
集めた共益費などの収支を記帳する。  
団地会の通帳を管理し、共益費を預金する。  
総会時に決算報告書を作成する。

#### ポイント

必要があれば新しい役割の役員をつくるのもOK（総会での承認必須）

# 03 団地運営 ② 《総会の開き方》

## 総会開催前の準備

### 《開催通知》

通知文には、会議の開催日時や場所、議題などを分かりやすく書き、開催の1か月前までに、漏れなく通知しましょう。あわせて、委任状の他に会議資料も事前に配布すると、会議が効率的に進みます。通知や当日の総会資料は手書きの文章をコピーしたものでも問題ありません。

### 《委任状》

署名・押印のある委任状は、議決数にも影響します。委任状を預かってくる出席者もいるので、前日までに提出された委任状に追加して集計しましょう。

### 《新班長 / 新役員候補者の選出》

班長は事前に、役員は総会の場で決めることが主流です。しかし、立候補が期待できない場合には、あらかじめ役員候補者の案を前団地会役員で決めて、本人と相談しておく必要があります。

## 総会通知例

令和〇〇年〇月〇〇日  
市営〇〇復興公営住宅入居者 各位

令和〇〇年度〇〇復興公営住宅団地会 総会について

日頃より、団地会の運営にご協力いただき感謝申し上げます。  
さて、現役員の任期も今月で終了の時期となりました。  
つきましては、次年度班長の方々の紹介も兼ねた団地会総会を開催いたします。今年度の活動の報告や収支報告も行いますので、住民の皆様はご参加頂ければと存じます。どうぞ、よろしくお願い致します。

どうぞ、よろしくお願い致します。

記

1 日時 令和〇〇年〇月〇日 (〇) 18:00~19:00  
2 場所 〇〇復興住宅団地会  
3 内容 ・今年度団地会の活動報告  
・今年度収支報告  
・次年度の班長及び役員の紹介  
・その他

以上

令和〇〇年〇月〇〇日  
〇〇復興住宅団地会 総会について

日頃より、団地会の運営にご協力いただき感謝申し上げます。  
さて、現役員の任期も来月末で終了の時期となりました。  
つきましては、次年度班長の方々の紹介も兼ねた団地会総会を開催いたします。今年度の活動の報告や収支報告も行いますので、住民の皆様はご参加頂ければと存じます。どうぞ、よろしくお願い致します。参加の可否につきましては、下記の出席票をご記入の上、各階の班長にお渡しください。

記

1 日時：令和〇〇年〇月〇日 (〇) 10:00~11:00  
2 場所：〇〇復興住宅団地会  
3 内容  
1. 今年度の活動報告  
2. 今年度年度収支報告  
3. 今年度の活動予算  
4. 次年度の収支報告  
5. 次年度の班長の紹介  
6. 議案内容の確認

以上

**出席票 / 委任状**  
(該当する方に〇を付けてください)  
名前：  
部屋番号：  
令和〇〇年〇月〇日 (〇) 開催の令和〇〇年度〇〇復興住宅団地会総会に  
**出席**・**欠席**します。  
(提出は〇月〇日までに提出の際は郵便にて送付して下さい)  
講義に対する意見がある方は、下記の用紙に記入して下さい。(墨書きは原則)、提出したご意見は総会にて参考し、参考にさせていただきます。また、議題は基本的に総会時の多数決にて決定いたします。欠席される場合は、何卒ご理解・協力の程よろしくお願い致します。

自由記入欄

▲参考）総会通知書式①

▲参考）総会通知書式②（委任状付き）

# 04 団地運営 ③ 《総会の手順》

## 総会の手順

### 《例》※ある復興公営住宅の場合

- ①開会 ..... 進行は、役員の中の一人（副会長等）が行うのが一般的です。定刻になったら開会を宣言します。
- ②会長あいさつ … 開会と合わせて会長が行う場合もあります。
- ③議案審議 ..... 《例》 第1号議案 前年後活動報告  
第2号議案 前年度決算報告  
—質疑応答—  
第3号議案 新年度活動計画（案）  
第4号議案 新年度予算（案）  
—質疑応答—  
第5号議案 会則変更の提案  
—質疑応答—  
第6号議案 役員改選
- ④閉会

### 進め方のポイント

- ・1年間の活動報告、収支状況についてそれぞれ報告し、質疑応答を経て議決を求めます。
- ・新年度の活動計画、予算についてそれぞれ提案説明の後、質疑応答を経て議決を求めます。
- ・役員改選は新役員の立候補を募りますが、立候補者がいない場合は事前に選出した候補者を紹介し、議決を求めます。



# 05 共用部の管理 ① 《集会所について》

## 集会所について

ほとんどの復興公営住宅には、「集会所」や「集会室」等と呼ばれる場所があります。そこでは、団地会役員が話し合いをしたり、復興公営住宅住民の交流を目的として作られています。

例えばお茶っこ会や、趣味のサークル活動、講師を招いての勉強会や子供たちのための塾、町内会との打ち合わせ等、様々な用途で使用可能です。復興公営住宅によっては使用頻度が少ない場合もありますが、集会所を災害等緊急時の一時的な拠点として使用する等使い方は多岐にわたります。可能な限り、丁寧に管理することが望ましいでしょう。

### Q 集会所の管理の仕方は？

集会所を管理するにあたり、入居時に集会所の「利用規約」というものを作成する復興公営住宅が多数あります。集会所は住民の共有スペースのため、ルールを設けて、そのルールの中で誰でも利用できるようにするためのものです。集会所の利用を希望する場合は、「申込書」に内容を記入し、どういった用途で利用したいのかを団地会に提出する必要があります。



▲集会所でのお茶っこ様子

〇〇復興住宅集会所 利用申し込み用紙			
記入欄			
日付	2018年 2月 1日		
利用者名	いの まさる		
連絡先	0223-12-3456		
内容	お茶っこ会		
参加人数	6名		
利用予定時間	10：00～13：00 利用料金 500円		
使用予定部屋	■ 廉宿	■ 冷房	■ キッチン
設備予約状況	※利用者が記入すること		
<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊を全て確認した <input checked="" type="checkbox"/> 使用した部分をきれいに掃除した <input checked="" type="checkbox"/> 電気をすべて消した <input checked="" type="checkbox"/> 冷蔵庫をすべて停止した <input checked="" type="checkbox"/> 留め物がない確認した <input checked="" type="checkbox"/> トイレの清掃 <input checked="" type="checkbox"/> 補足全文での確認を取った			

▲参考) 集会所利用申込み用紙

## 集会所がない場合



復興公営住宅に集会所がない場合はどうすればいいの？



A 近隣の町内会が管理している集会所や地域のコミュニティセンターを利用する復興公営住宅が多いようです。その際にかかる利用料は、団地会の運営に関する集まり（役員会議など）であれば、共益費から出します。その他、役員の誰かが自宅を会議の場に提供してもいいと自主的に提案があれば、お互いの了承は必須ですが、個人宅を利用するケースもあります。



# 06 共用部の管理 ② 《清掃について》

## 清掃について

復興公営住宅には住民の皆様が暮らすお部屋の他に、廊下や階段、エレベーター、駐車場などの共用部があります。普段から歩く廊下や階段等、日常的に使用する場所はやはり少しづつ汚れていきます。そういった場合、住民の皆様の手で清掃をすること必要です。住民全員で清掃をすることで、綺麗な住宅が維持されるだけでなく、住民同士のコミュニケーションを図ることができます。なかなか顔を合わすことのない人とも挨拶ができたり、お話ををするきっかけにもなります。

## 清掃のルール

復興公営住宅の規模やつくり、世帯数、住んでいる方の生活スタイルなど様々な条件によって管理の範囲、必要な作業が異なるため、住宅に合うルールを話し合うのが良いでしょう。



参考例（ある復興公営住宅の場合）

1. 団地会が主導となり、清掃のルールを検討する
2. 検討したルールを住民に確認する（プリント配布等）
3. その後住民から意見があった場合は再度協議し合意形成を図る  
決まったルールのもと清掃活動を実施する（例：偶数月の第2土曜日 10時～実施等）

### ポイント

ルールがあると、参加者が日程調整をしやすくなります。

〇〇〇復興住宅共用部の清掃について  
～今後住民の皆さんのが気持ちよく快適に暮らせるように～  
毎月第2日曜日の午前 9:00～10:00 ※季節によって変動あり  
各戸の共用部などを担当する方へお手伝いを行います。  
下記のスケジュールで冬季期間を除き毎月開催します。  
ご協力よろしくお願いします。（雨天時は見送り）

2020年 3月	住民全員
2020年 4月	2階の皆さん
2020年 5月	3階の皆さん
2020年 6月	1階の皆さん
2020年 7月	2階の皆さん
2020年 8月	3階の皆さん
2020年 9月	1階の皆さん
2020年 10月	2階の皆さん
2020年 11月	3階の皆さん
2020年 12月	冬季期間はお休み
2021年 1月	冬季期間はお休み
2021年 2月	冬季期間はお休み
2021年 3月	1階の皆さん

以降毎月繰り返し

〇〇〇復興住宅共用部の清掃について

▲参考) 清掃のルール



## 無断駐車について



住民の駐車スペースや通路への無断駐車に困っています。無断駐車の中には住民の家族や、ヘルパーさんの場合もあり、取り締まりが難しくどう対応したらよいでしょうか。



様々なケースが想定されますので、2つの復興公営住宅のケースをご紹介します。

## ケース①（ある復興公営住宅の場合）

2件の無断駐車があり、住宅供給公社に相談しました。無断駐車を見つけたら、注意の張り紙をその都度、対象車にするようアドバイスをもらい、1件目は解決しました。2件目は、住民宅に頻繁に出入りしている方の無断駐車でしたが、張り紙をしても駐車場内で場所を変えて無断駐車が続いているので、住宅供給公社からもらった駐車マナーのチラシをポスティングし、対応しています。

## ケース②（ある復興公営住宅の場合）

無断駐車が頻繁にあり回覧板で都度、無断駐車禁止のお知らせをしたり、無断駐車される箇所や空いている駐車スペースにポールを立て駐車できないようにし、張り紙も合わせて継続的に対応していたら、徐々に良くなってきました。



継続的な対応をすると効果あり！



## 駐車スペースの申請について



世帯で合計2台の車を所有しているため、駐車スペースがもう1つ必要です。空いている駐車スペースを借りることはできないのでしょうか。



まずは、駐車場を管理している住宅供給公社に相談しましょう。基本的に1世帯に1台という決まりですが、家族の名義の車であれば複数台の登録は可能です。しかし、単身の方は基本的に1台のため、特別な理由がある場合のみ複数台も可能となります。  
(家賃の滞納など問題がある場合は不可)



## 騒音トラブルについて



隣の部屋から聞こえる生活音や子ども、ペットの声などが気になります。面と向かって注意もしにくく困っています。



復興公営住宅に限らず、集合住宅や戸建ての住宅でも起こりうる問題です。お互い様という気持ちで接することは必要ですが、まずは団地会役員に相談し、その後住宅供給公社や市の担当課（2020年現在は建設部 住宅課）にも相談してみましょう。それでも改善されない場合は、法律相談事務所などに相談するという手もありますが、騒音があることの証明や周囲への迷惑の実情を明らかにする必要があります。長い目で問題に取り組まなければなりません。



## 団地内の見守り



復興公営住宅の住民に対して民生委員さんが時々様子を見に来てくれますが、団地会としてはどこまで住民の見守りをした方がいいのか分かりません。



以前の生活では、ご近所づきあいが一切なかった方もいれば、ご近所さんとお付き合いしてこられた方もいて、交流の度合いは人によって違います。また、生活のリズムや住民との距離感も人それぞれです。  
それを念頭に置きながら、まずは1世帯1世帯を丁寧に見守っていくのではなく、「お茶っこ会」などの集まりを開いて顔を合わせる機会を利用しての見守りはいかがでしょうか。



## ゴミ出しのマナーについて



ゴミの回収日の朝に出さず、前日やそれ以前に出している人がいてゴミ置場の衛生状況が悪くなっています。



回覧板や張り紙で注意喚起を根気強く続けることが必要です。また、ゴミ置場に鍵をつけ、ごみ置き場が開いている時間に制限を設けて管理することで改善した復興公営住宅もあります。



## 回覧板の回し方



団地会や町内会からのお知らせを回覧板でどのように回せばいいのか分かりません。



回覧のルートを階毎や班毎で分けて回し、最終的に団地会会長へ各班長が回覧板を持っていくようにしている復興公営住宅が多いようです。  
また、回覧板を回す際にはポストに入れるのではなく、直接訪問し顔を見て手渡しすることで、お隣の住民さんとの交流に繋がります。



## 交流会等の費用について



復興公営住宅の敷地内でお祭り等の交流会をしたいのですが、開催費用はどうしたらいいでしょうか。共益費から出してもいいのかわからなりません。



住民の中には交流会に参加する方、しない方、様々な考えの方がいますので、住民の総意が取れない場合は復興公営住宅の管理に必要な経費以外に、共益費を使用しない方がいいでしょう。その代わり、利用できる助成金など活用し実施している復興公営住宅が多いようです。社会福祉協議会の赤い羽根募金の補助金や、行政機関の活用できる助成金などを一度調べてみると良いかもしれません。



## 住民同士のトラブル対応①



班長をしていますが、住民同士の苦情で板挟みとなっています。通路やエレベーターで待ち伏せされ、長時間話を聞かなければならず困っています。当事者ではないので直接解決することもできず、誰に相談して良いかもわかりません。



住民同士のプライベートな苦情については、人間関係に起因することが多い為、行政や住宅の管理会社も直接関与することが難しく、簡単に解決することはできない問題です。まずは一人で抱え込まずに、他の班長や役員、または友人や家族など信頼できる方に相談しましょう。一人で抱えるのではなく、相談先を増やすことが解決の一歩です。



※住宅設備に関する事 … 住宅供給公社や市の担当課（2020年現在は建設部 住宅課）

地域自治会（町内会等）に関する事 … 市の担当課（2020年現在は地域協働課）へご連絡ください。

## 住民同士のトラブル対応②



何十世帯もいると、いろんな人がいてまとめるのが大変です。特に問題行動のある住民はどうしたらよいでしょうか？



この問題に対しても正解はありません。団地会だけで解決しようとするのではなく、行政や住宅供給公社、NPO等に日頃から相談することが大事です。また問題行動の内容によっては、その都度何かあったら警察に相談するということを伝え、注意喚起をして対策をしている復興公営住宅もあります。



## 町内会費について



町内会費は会長が一人で集金しないといけないのでしょうか。また、どう集金すればよいでしょうか。



1人で集金する必要はありません。その上で、町内会費の集金方法は復興公営住宅によって様々ですので、2つのケースをご紹介します。

## ケース①（ある復興公営住宅の場合）

他の班長や役員と連携し、共益費の集金の際に毎月一緒に集金しています。集金のタイミングを合わせることで、手間も省けます。

## ケース②（ある復興公営住宅の場合）

町内会に加入、未加入に関わらず、団地会で入居者分の町内会費を共益費の積み立てから支払う形をとっています。団地の共益費は、年々積み立てが増えていきます。団地会の貯蓄から町内会費を支払うことで、支払額は増えることはありません。年に1～2回、町内会の役員さんか班長さんにまとめて支払えば良いので、手間も少なく済みます。

## 町内会への加入について



町内会への加入をしたほうがいいのでしょうか？



町内会への加入は強制ではありませんが、地区の行事を開催する以外にも様々な役割を担っています。例えば、町内会費から地域の街灯やゴミ置場の維持管理費、病院の寄付金等にも使用されており、自身の生活環境に関わる費用を賄っている地区も多くあります。回観板などで地域の情報を知るといったメリットも。また、災害時など窓口が自治会（町内会）となることが多く、物資の供給などスムーズに受け取ることができます。

# 08 復興公営住宅の 集会室を活用した交流の紹介

## 広済復興公営住宅



こちらの住宅では、お茶っこ会の際に地元のお茶屋さんやネイリストの方やマッサージ師の方を招いて実施。女性やお子様の住民の方にネイルを塗ったり、足にご負担がかかっている年配の住民の方にマッサージをしたりと、お茶を楽しみながら癒しのあるお茶っこ会をしました。

## 三ツ股第三復興公営住宅



こちらの住宅は、毎週決まった曜日にお茶っこ会を開催しており、その際に書道教室を実施。新しい年号である令和や東京オリンピックにちなんだカラフルな円を書いて、それを額に入れて記念に持ち帰ることができ、大変喜ばれています。

## 門脇東復興公営住宅



もともと交流が盛んな住宅ですが、地元高校生が中心となりお茶っこを開催。高校生たちが企画した海苔巻きづくりを住民さんと高校生が一緒にを行い、和気あいあいとした空気で終始賑やかに過ごされました。住民さんから地域のお話を聞いたり、高校生が自身の進路の話をしたりと、互いにとって深い交流を持ったお茶っこ会でした。

# 09 《コラム》 阪神・淡路大震災 25 年の神戸のまちから学ぶ

東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 准教授

真野洋介



震災から 25 年が経過した現在、兵庫県には 250 箇所以上の災害復興公営住宅（団地）があります。芦屋市南芦屋浜団地では、震災 3 年後の 1998 年から、生活援助員（LSA：ライフサポート・アドバイザー）と呼ばれるスタッフが 24 時間体制で見守りを行い、生活相談や安否確認などを行ってきました。また、兵庫県は震災 10 年を機に、巡回型の見守りから、各団地ごとにスタッフが常駐する常駐型の見守り活動拠点を設けました。それからさらに 15 年が経過した現在、神戸市<sup>注</sup>以外の自治体では、資金不足や地域全体の福祉施策見直しなどの理由から、団地の高齢者見守り事業が徐々に廃止されていました。自治会の運営やコミュニティ活動が厳しくなっている団地も徐々に出てきています。

その一方で、震災から 25 年経った今も、地域で積極的にコミュニティ活動を継続しているまちもあります。そのひとつに、神戸市長田区野田北部地区があります。野田北部地区は、菱形の大國公園を中心に、碁盤目状の区画と路地がめぐる下町です。このまちは約 1000 世帯の住民が住んでおり、震災によって約 7 割の世帯が火災や建物倒壊によって住む場所を失いました。このように甚大な被害を受けた地区ですが、震災の年に住民とボランティアによって始められた夏祭りと冬のもつつき大会は、今もずっと続いている。また、地区内に復興住宅が完成した震災 5 年目（1999 年）から団地の集会所で始まった「ふれあい喫茶」は、震災 19 年目（2014 年）に整備された「野田北ふれあいセンター」（地域福祉センターと自治会集会所をあわせた施設）に会場を変えて続けています。このふれあいセンターでは、月 2 回のふれあい喫茶だけでなく、健康教室や水彩画教室、キッズクラブなどが開かれています。こうした地域での活動は、自治会だけでなく、震災 8 年目に地区の有志達によって結成された「野田北ふるさとネット」の場で話し合われ、毎月「野田北かわらばん」を通じて各世帯に届けられています。

野田北部地区では、震災から 5 年が経過した頃に、震災前から地域に住み続ける人と地域に戻ってきた人、震災後復興住宅や新しく建てられた家に住み始めた人たちが一緒になって、これから「ふるさとづくり」を話し合う中で、今のような活動のかたちができました。震災後の石巻でも、門脇地区の「かどののわき町内会」のように、震災前からの住民と復興住宅の住民が一緒になって町内会を運営し、地域内外のボランティアや団体と連携しながら、復興住宅の集会所や「まねきの家」での多様な活動を続けている例もあります。一緒に体を動かしたり、集まって食事やお茶と共に会話したりすること、このような日常的な交流の場所が続いていることが一番貴重なことだと思います。



▲毎月 1 回地域の活動について話し合う  
「野田北ふるさとネット」（2020 年 2 月）



▲当初、復興住宅の集会所で行われていた  
「ふれあい喫茶」（2001 年の様子）



▲現在は野田北ふれあいセンターで行われ  
ている「ふれあい喫茶」（2020 年 2 月）

注) 神戸市では現在、復興住宅に限らず高齢化率の高い市営住宅に、高齢者の見守り活動拠点（あんしんすこやかルーム）を設置し、地域包括支援センターや民生委員と連携しながら、見守り、生活相談、健康づくり、コミュニケーションの活動を行っています。

# 10 困った時の連絡先リスト

## ■相談別連絡先

## 復興公営住宅の団地会運営やその他仕様についての相談

石巻市役所 建設部 住宅課

TEL 0225-95-1111

## 地域の自治会（町内会等）についての相談

石巻市役所 復興政策部 地域協働課

TEL 0225-95-1111

## 復興公営住宅関連の困りごと全般の相談

宮城県住宅供給公社 東部支社

TEL 0225-21-5657

## 復興公営住宅の共用部の清掃等を外部に依頼したい場合の相談

石巻市シルバー人材センター

TEL 0225-94-3683

## 地域のサロン活動（お茶っこ会や健康体操など）の相談

石巻社会福祉協議会 本所・石巻支所

TEL 0225-96-5290

復興公営住宅 暮らしに役立つガイドブック

2020年3月20日 第1刷

◇発 行 一般社団法人 ISHINOMAKI2.0

令和元年度宮城県 NPO 等の絆力を活かした復興・被災者支援事業

◇制作・デザイン 特定非営利活動法人かぎかっこ P R O J E C T

◇協 力 櫻井 ゆかり / お茶の桜井園

管野 麻美 / エルクララ

早坂 真由美 / タイ古式マッサージ : bliss

櫻井 育子 / 生涯発達支援塾 TANE

真野 洋介 / 東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 准教授

土井 杏奈 / 東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 真野研究室

◇撮 影 山田 真由美 / フォトグラファー

◇連絡先 (一般社団法人 ISHINOMAKI2.0)

〒986-0822 宮城県石巻市中央2丁目10-2

TEL : 0225-90-4982 FAX : 0225-90-4983

## ◇取扱いについて

本所の内容の一部あるいは全部を無断転載・複製・複写・インターネット上への掲載は、著作権法上認められている場合を除き、禁じられています。本書のデータを引用する場合は、必ず出店を明記いただき、ISHINOMAKI2.0までお知らせください。

この冊子は令和元年度宮城県 NPO 等の絆力を活かした復興・被災者支援事業により作成されました。

## ■その他各種連絡先

市役所・支所	
名 称	電話番号
石巻市役所	0225-95-1111
河北総合支所	0225-62-2111
雄勝総合支所	0225-57-2111
河南総合支所	0225-72-2111
桃生総合支所	0225-76-2111
北上総合支所	0225-67-2111
牡鹿総合支所	0225-45-2111

地域ごとの社会福祉協議会	
名 称	電話番号
石巻社会福祉協議会 本所・石巻支所	0225-96-5290
石巻社会福祉協議会 河北支所	0225-62-1077
石巻社会福祉協議会 雄勝支所	0225-61-3011
石巻社会福祉協議会 河南支所	0225-72-3725
石巻社会福祉協議会 桃生支所	0225-76-1020
石巻社会福祉協議会 北上支所	0225-67-3025
石巻社会福祉協議会 牡鹿支所	0225-53-4333